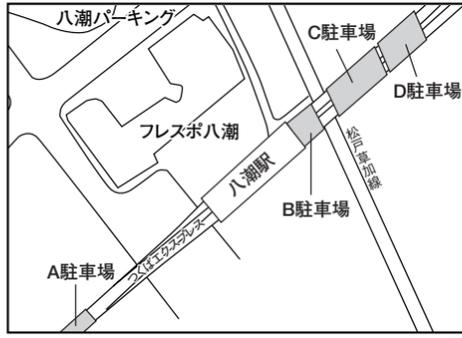


おしらせHOTコーナー 案内・催し

八潮駅D自転車駐車場オープン

利用者の増加に対応するため、つくばエクスプレス高架下にD自転車駐車場がオープンしました。併せて、A自転車駐車場とC自転車駐車場も拡幅され、約1800台分の駐車スペースが新たに確保されました。定期利用の申し込み方法は、各駐車場にお問い合わせください。



【助】自転車駐車場整備センターA駐車場 ☎997・9815、B・C・D駐車場 ☎997・9810

地デジ説明会等を開催します!

【日】7月中
場市内全域の公共施設
【因】地上デジタル放送に関する説明会等※詳しい開催日時等は6月下旬頃
総務省埼玉県テレビ受信者支援センター(デジサポ埼玉)から、各家庭にチラシなどを配布します。
【問】デジサポ埼玉 ☎048・823・8630

平成21年3月31日以降雇用保険制度が変わりました

主な改正事項は次のとおりです。
▼雇用保険の適用範囲の拡大▼雇止めとなった非正規労働者に対する基本手当の支給資格要件の緩和と所定給付日数の拡充▼再就職が困難な方に対する給付日数の延長▼再就職手当の給付率引上げおよび支給要件の緩和▼常用就職支度手当の給付率引

上げおよび支給対象者の拡大▼育児休業給付の統合と給付率引上げ措置の延長(平成22年4月1日施行)▼雇用保険料率の引下げ(平成21年度分に限る)
【問】埼玉県労働局職業安定課 ☎048・600・6208、草加公共職業安定所 ☎931・6111、厚生労働省ホームページ
http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken.html

労働保険料・一般拠出金の申告・納付時期が変わります

平成21年度の労働保険(労災保険・雇用保険)年度更新および石綿健康被害救済法の一般拠出金の申告・納付は6月1日~7月10日に変更となります。申告書と納付書をお早めに作成のうえ、金融機関で手続きを行ってください。

なお、申告説明会を県内各会場で行います。詳しくは、5月末発送の申告書の封筒などをご覧ください。(申告書等の記入方法の説明書も同封されています。)
【問】埼玉県労働局労働保険徴収課 ☎048・600・6203

八潮駅周辺の宅地(保留地)を販売

物件数 17物件
場つくばエクスプレス八潮駅周辺(駅から500~1050メートル)
面積 80・88~713・52平方メートル
価 1253万~8205万円
抽選日 6月21日(日)
【問】6月17日までに、埼玉県八潮新都市建設事務所 ☎998・4545、
http://www.pref.saitama.lg.jp/A10/BC02/yasiosinosh/horyuud2.htm

「川の国 埼玉」の実現へ皆さんの提案で水辺の再生を

県では、平成20年度から「川の国埼玉」の実現に向けて、清流の復活や安らぎとにぎわいの空間創出を目指す水辺再生事業に着手しました。今年度、新規に着手する箇所は皆さ

んからの提案を参考に、事業の可能性や効果を考慮して選定します。
【因】川の名称場所、県に実施してほしい事業の内容、地元が取り組んでいる活動や再生後に環境を守るためにできる活動内容
【問】7月31日までに、所定の提案用紙を郵送、ファックス、県のホームページで、県水辺再生課 ☎048・830・5112、☎048・830・4866へ



親子名作映画会「超劇場版ケロロ軍曹3〜ケロロ対ケロロ空大決戦であります!〜」

親子で、ぜひ、ご覧ください。
【日】7月11日(土) ▼午前の部 午前10時30分~午後0時10分 ▼午後の部 午後1時30分~3時10分 ※各部入場は、30分前
場八潮メセナホール
【定】各部50人(応募多数の場合は抽選)
※抽選結果は7月上旬までに発送
【費】無料
【問】6月23日(当日消印有効)までに、往復はがきで青少年育成八潮市民会議事務局(社会教育課内 ☎365)へ※はがき1枚で応募者を含め3人まで申し込み可

記入例 ※1人につき1枚で応募

往信 340-8588 八潮市中央一丁目2番地5 八潮市教育委員会社会教育課内 青少年育成八潮市民会議事務局宛	※この面は何も記入しないこと 折り線	返信 340-0000 応募者住所 応募者氏名	親子名作映画会への入場申し込みます ①応募者住所・氏名・電話番号 ②同行者氏名(2人まで) ③観賞希望の部(○を付けてください) ア 午前の部 イ 午後の部 ウ どちらでもよい
--	-----------------------	-------------------------------	--

《6月は環境月間です!!》

かけがえのない「地球」を守りましょう。

※環境月間とは...

環境省では、事業者および国民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、6月5日の「環境の日」を中心とする、6月の1か月間を「環境月間」としています。

今日の環境問題は、平成17年2月16日に発効された、京都議定書による地球温暖化防止の国際的な取り組みから、廃棄物・リサイクル対策など身近な問題に至るまで、私たちの日常生活に深く関係する課題が多くなっています。一人ひとりが環境に対する意識を高め、ライフスタイルや事業活動のあり方を見直し、できることから少しずつ実践していくことが重要です。

市では平成16年12月9日に「ISO14001」の認証を取得し、現在、環境負荷の削減、省エネルギー、省資源に取り組むエコオフィス活動をはじめ、循環型社会の構築に取り組んでいます。

また、平成20年4月1日には環境基本条例が施行され、平成21年4月に環境基本計画を策定しました。望ましい環境像「水と緑にふれあえる、環境にやさしいまち八潮」の実現に向けて、みんなで一緒に取り組みましょう。

《エコライフ・エコオフィス運動》

- ・ムダな電気は消し、省エネルギーに心がけましょう。
- ・ムダな水道は止め、省資源に努めましょう。
- ・資源を大切に、ゴミの量を減らしましょう。
- ・環境に配慮した商品を使用、購入しましょう。
- ・公共交通機関を利用しましょう。
- ・アイドリング・ストップを実施しましょう。
- ・生活雑排水や工場排水に気を付け、川をきれいにしましょう。
- ・自然に触れ、家庭や職場に緑を取り入れましょう。
- ・地域や地球全体のことを考えて行動しましょう。



《環境月間口ビエ展示》 6月15日(月)~26日(金)

ゴミのポイ捨て、犬の糞、ゴミの焼却で、多くの皆さんが迷惑しています。地球環境への取り組みは、身近な環境への一人ひとりの配慮から始まります。

【問】環境リサイクル課 ☎338

人権それは 愛

— 6月の花嫁 —

この季節になると、「ジューン・ブライド」という言葉を耳にします。これはヨーロッパの伝承で、この月に結婚する女性は幸せになれると言われているそうです。

ところで皆さん、「結婚」という大きな夢の背景には、いまだに結婚差別が存在することをご存じですか? また、皆さんなら「結婚する相手」を決めるうえで、一番重要なことは何でしょうか?

結婚差別や偏見の具体例

- 1 生まれた地域や家柄などで判断する。
- 2 学歴で判断する。
- 3 結婚相手やその家族の職業により判断する。
- 4 結婚相手やその家族に傷病や障がいがあるなど、健康状態で判断する。
- 5 国籍で判断する。 など

このような偏見などから、結婚に反対されることは少なくありません。確かに結婚は個人だけにとどまらず、家族や周りの人などに大きな影響を与えることも事実です。

しかし結婚は個人に与えられた権利です。偏見や思い込みで反対するのではなく、お互いがお互いを尊重して自由に結婚ができる。そんな周辺環境を築いていくことが求められています。

6月の花嫁に限らず、結婚は家族や親戚、友人など、皆に祝福され、その後の生活は、二人で力を合わせて幸せな家庭を築いていきたいものです。

日本国憲法第二十四条

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

【問】社会教育課 ☎365